

# 平成 29・30 年度からの変更点

次の点で変更がありますのでご注意ください。

## 1 納税証明書（完納証明書）について

これまで、直前 2 年度分の納税証明書を提出いただいていたましたが、射水市の納税証明書については、完納証明書（未納（滞納）がないことの証明書）の 1 枚で可能となりました。

本社又は委任先所在地が射水市以外の場合で、完納証明書が発行されない自治体の場合は、これまでどおり直前 2 年度分の納税証明書を提出していただきます。

## 2 提出書類の追加があります。

射水市内に主たる営業所又は委任先を有する場合は、「税務情報の取扱いに関する同意書」（様式 25）の提出が必要です。

## 3 建設工事入札参加資格に解体工事を新設しました。（別紙 1）

## (別紙 1)

# 建設工事入札参加資格における解体工事の新設について

平成 28 年 6 月 1 日に建設業法の一部を改正する法律が施行され、建設業許可業種に解体工事が追加されることに伴い、建設工事入札参加資格に解体工事を新設し、下記のとおり取扱うこととしましたので、お知らせします。

### 1 入札参加資格申請の対応

平成 28 年 6 月 1 日から建設工事入札参加資格審査申請の入札参加希望業種に解体工事を追加します。(平成 29・30 年度受付時～)

解体工事の入札参加資格申請に当たっては、同工事の経営事項審査を受けていることが必要です。(現行の他業種と同様の取扱い)

### 2 解体工事の追加及び入札参加資格申請の受付開始日

(平成 29・30 年度受付時～)

### 3 建設業法改正の経過措置期間中における入札参加資格の取扱い

平成 28 年 6 月 1 日時点で とび・土木工事業の建設業許可を有している場合は、法施行後 3 年間は、同許可により解体工事が可能であり、射水市の発注においても、法改正の経過措置期間中(平成 31 年 5 月 31 日まで)は「とび・土木・コンクリート工事」の入札参加資格があれば、「解体工事」の入札参加資格がなくても、解体工事の入札に参加することが可能です。

### 4 とび・土木・コンクリート工事の入札参加資格について

法改正に伴う経営事項審査の経過措置として、経過措置期間中(平成 28 年 6 月 1 日から平成 31 年 5 月 31 日まで)は「とび・土木・コンクリート」の総合評定値に加え「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」( )の総合評定値も通知されます。

当該経営事項審査の審査結果に基づき入札参加資格を申請する場合には、「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」を用いて、当該工事の入札参加資格の総合数値を算定します。

とび・土工・コンクリート工事と解体工事の完成工事高等を合算して総合評定値を算出したもの。